

戦時「アジア新秩序論」と戦後構想

波多野 澄雄

(筑波大学)

はじめに

清水先生と早瀬先生から、南進論と大東亜共栄圏について、それぞれ興味深い話がありました。とくに、清水先生のお話になった第一次大戦期に、盟主論的な南進論というものの思想的なベースというものが築かれ、それはのちに大東亜共栄圏につながるような對外思想の原型があったという話がありました。その後、どうなったかということを手短かに申し上げておきますと、第一次大戦期の盟主論的な南進論というものが、ただちに大東亜共栄圏に結びついたわけではないと思うわけです。つまり、對外思想を、きわめて単純化して「南進」(あるいは「海洋進出」と「北進」(あるいは「大陸進出」という分け方をしますと、1920年代あるいは30年代のはじめまでは南進論といわれるものは、経済的な側面を重視したものでありましたが、非常に平和的な南方進出という考え方を基調としていたということがいえるわけがあります。

しかし、満州事変を経まして、いわば満州国を日本が大陸でつくっていく、そういう、つまり、北進論(大陸進出論)が優勢になってまいりますと、それまでの南進論の平和的あるいは経済的な側面を重視した對外思想は、急進的で、軍事的な北進論のなかにだんだんと吸収されていくわけがあります。実体としても、そして對外思想としても吸収されていく。というよりも、当初、平和的で経済主義的な南進論というものは、北進論というものを抑制する機能というものが期待され、実際そのような役割を果たしていたわけですが、だんだんとそのような機能が満州事変から日中戦争にかけて失われていく、そして、ほぼ1940年ごろ、20年代の固有の南進論というものは、大東亜共栄圏というもののなかに完全に吸収されていく、という流れをたどるだろうというふうに思われます。これは、あとでも少し別の角度からお話いたします。

「アジア主義」と1920年代の「国際主義」

さて、歴史というものは、古いことばではありますけれども、いっぽうに「チャレンジ」があった「レスポンス」がある。そういう繰り返し、相互作用のダイナミズムといえますか、そういうふうに見てみますと、近代日本の對外思想というものの、やはりそういうふうにもみられる。たとえば、明治の時代の「黄禍論」というものも、いきなり黄禍論がでてきたというわけではなくて、はじめに「白禍」があり、それに対する反応として「黄禍」というものが興ってくる。そういうふう理解するほうが、より歴史のダイナミズムというものを捉えることができるように思うわけです。

ともあれ、白禍というのは、ようするに19世紀の半ばごろに欧米列強が東アジアを支配する、そ

の別称でありまして、日本、朝鮮、中国は白禍に悩まされることになるわけでありまして、この共通の苦悩というものをベースとして、日本、中国あるいは朝鮮のあいだに連帯感というものが生まれてくる。それが「アジア主義」といわれるものの原型であろうというふうに思うわけですが、それは非常に心情的なもので、また防衛的な感情であったといってもいいわけで、そこには日本が盟主となって、ほかの2国を率いていくというよりも、むしろ平等な立場で連帯していくという意識が形成されていたように思われるわけです。しかし、こうした平等主義を志向するような日・中・朝の連帯の思想というものは、必ずしも対外政策としては現われなかったように思われるわけでありまして、なぜ現われなかったのか、レジュメに伊藤博文の日露戦争直後のことばを書いておきました。これは、後藤新平（当時満鉄総裁）が日清同盟論、すなわち対等な立場での日清同盟を核心としまして、「大アジア主義」というものを政策として打ちだしていったらどうかという提案をするわけでありまして、それに対して、伊藤博文が答えたことばであります。何をいっているかといいますと、伊藤は、平等主義的なアジア連帯主義であっても、政策として打ちだすことは、欧米の列強をして黄禍論の反発を引き起こすことを恐れている、そういうふうにいっているわけでありまして、つまり、政策として平等主義を基調とするアジア主義というものを打ちだすことは困難であるということを書いていっているわけでありまして、

もうひとつ、この平等主義を志向するアジア主義というものを、政策として打ちだしていくことを困難とした事情がございます。それは、朝鮮の併合であります。1910年の朝鮮の併合によって、民族の解放あるいは民族の平等主義を志向するアジア主義というものを、対外政策として打ちだしていくことは困難になっていきます。

いっぽう、こういうタイプの、つまり平等主義を志向するアジア主義というものが、いっぽうの理念型としてあるとしますと、他方の盟主論的なアジア主義というものは、さきほどの清水先生のお話に尽きていますので繰り返しません、第一次大戦期に形成されてくるわけでありまして、東洋盟主論あるいは日本盟主論というふうな、のちにいわれる、そして遠くは大東亜共栄圏につながっていくような思想の原型が現われるわけでありまして、しかし、さっきも申しましたように、東洋盟主論のようなタイプの対外思想が政策として、ただちに大東亜共栄圏というものに直結していったわけではないのであります。1920年代には、とくに東洋盟主論のような考え方は、対外思想としては影響力をもちえなくなっていくわけでありまして、その理由のひとつは、象徴的ないい方をすれば、20年代は「国際主義」の時代であったということでありまして、ウィルソンの14か条に現われていますような、とくに経済的な国際主義、すなわち、経済的な相互依存関係を深めれば、世界の平和は保たれるという、そういった経済的な相互依存主義を中心とした国際主義というものが、世界の潮流になっていた、それが盟主論的な対外思想が発達するのを妨げていた、ということもできるわけでありまして、

もうひとつ、盟主論的な考え方の発達、発展を妨げていたのは、パリ平和会議におきまして、やはりウィルソンが「民族自決主義」というものを、公式の、世界が守るべき原則として打ちだした

ことにあったわけです。その内実はともあれ、公式の国際原則として打ちだされたことによって、ピーター・ドウス氏（Peter Duus）が指摘していることでありますが、もはや戦間期の帝国主義にとっては避けることのできない行動原則として、民族自決主義というものが定着していく⁽¹⁾。そのために露骨に植民地獲得を目指すことは不可能となりまして、さまざまなレトリックを必要としていた、大東亜共栄圏もその一種であったというふうにドウス氏というわけであります。ともあれこうしたふたつの要因が妨げになって20年代は盟主論的な対外思想というものが成長しなかったわけであります。

1930年代の「地域主義」と東亜新秩序

ところが、1930年代に入りまして、経済的な国際主義というものに変わりをまして、「地域主義」（リージョナリズム）というものが、世界の主要な流れになってくるわけであります。日本でも、この地域主義の流れに応じて、さまざまな地域主義的な構想が、30年代に現われてくるわけあります。レジュメに紹介しておきましたが、ひとつは「東亜連盟論」というものでありました。もうひとつは「東亜協同体論」とよばれるものであります。それぞれ思想内容がどういうものであったかということは申しあげませんが、いずれも日本と満州国と中国の3つの国の結合を考える対外思想といえますか、東アジアに構築すべき国際新秩序の枠組みを示しているわけではありますが、必ずしも日本が主導国あるいは盟主となって、ほかのふたつの国を引っばっていく、そういう考え方が必ずしもここではとられていないということでもあります。とくに東亜連盟論の場合には、3国が平等な立場で、そして東亜連盟に加入も脱退も自発的意思である、自由であるというような考え方を基本にしておりまして、こうしたアジアの平等な立場での3国の連帯という考え方が、かなり影響力をもっていたということでもあります。東亜協同体論のほうも東亜連盟論ほどではありませんけれども、そうしたニュアンスがあるわけあります。

つまり、日本の覇権あるいは日本の盟主ということを是認しているわけでは、必ずしもないわけであります。1937年、日中戦争が起こりまして、日中戦争の目的、日本が中国と戦う目的は東亜新秩序の建設であるといわれました。東亜新秩序という考え方もやはり同様でありまして、必ずしも日本が盟主となって東アジアの新秩序を築いていく、中国と満州国を強引に3国を引っばっていく、そういう考え方を強く打ちだしているわけではないわけであります。当時、東亜新秩序外交といわれましたが、外交政策としての東亜新秩序というものは、いったいどういうふうなものなのか、あまりはつきりしないわけではありますが、ひとつはアメリカとの衝突を避けるということでありました。もうひとつの特徴は、閉鎖的な経済ブロックというものを志向するのではないということでありました。

これは、井上寿一氏が最近の研究で指摘している点ですが、20年代の相互依存の経済関係、相互依存的な経済のネットワークというものを維持していく、閉鎖的な経済ブロックのなかでは日本の経済的生存というものは不可能になる。したがって、アメリカとの衝突を避け、そして、20年代の

経済関係の連続のなかで、新秩序というものを考えていく。つまり、20年代の経済的な相互依存の関係というネットワーク、経済の国際主義といえますか、そういうものを維持しながら、いかに、地域主義という世界の流れに見あった新秩序というものをつくりあげていくのか、そういうテーマであったわけであります⁽²⁾。

ドイツ地政学のインパクト

ところで、東亜新秩序外交のジレンマのもうひとつは、日本の独善というものに対する抑制というテーマでありました。つまり、東アジアにおいて日本がいかに独善的な行動を抑えながら、日本が他方では指導国としての役割を果たしていくのか、という矛盾したテーマが東亜新秩序外交といわれるものには課せられていたわけでありました。こういう対外思想のうえでのジレンマを解消することになった要因はなにか。それは、ドイツの地政学の影響が大きな要因であったろうというふうに、わたしは考えているわけであります。ドイツ地政学（Geopolitik）というのは、生活圏・生存圏の考え方、広域経済圏の考え方といってもいいわけでありますが、そのドイツの地政学が日本に入ってきましたのが、1940年。もちろん学問としては、その前から入っていたわけでありますが、これが政策科学として日本に入ってくるようになったのは、三国同盟を締結した1940年から日米開戦後の42年ころにかけてでありました。とくに40年から41年にかけて、大量の地政学にかんする本がでまわり、日本地政学協会というようなものも生まれています。地理学者はこぞって、地政学にはしるという状態がつづいたわけでありますが、この地政学が日本で対外政策との関係でもてはやされたのは理由がありました。それは、ちょうど1940年という年は、南進政策というものが明治以来、はじめて国策として打ちだされるわけでありますが、対外思想という点で、ここで困った事態が起こってきたわけであります。

つまり、それまで東亜連盟論とか、東亜協同体論のように、日本と満州とそして中国の3国をつなぐ理論というものはありませんでしたが、南方すなわち東南アジアをどのようにつないでいくのか、つまり東南アジアを含めたアジアの地域秩序をいかにして築くのか、明治以来、日本が構想したことは1度もなかったわけであります。しかし、1940年になって、東南アジアが日本の勢力圏として意識されるようになってまいりまして、日満華と東南アジアをつなぐ対外思想が必要になってきたわけであります。南方、東南アジアを組みこんだ対外思想というものを、ひとつの思想としてどのように描くのか、ここで、いわば借りてきた思想が地政学であります。つまり地理的、歴史的決定論ということでもあります。

ことばをかえれば、東南アジアを含む、大東亜共栄圏というものを正当化するための論理として地政学というものが、さかんに使われるわけであります。この地政学は、3つの影響を与えているかと思われるわけです。レジュメにも書いておきましたが、ひとつは「強者の論理」ということであります。弱小民族は、強い民族の指導に従ってこそ、独立が得られるという考え方であります。第2は、「人種の論理」であります。対独提携が視野に入っていた日本では、人種論を強く打ちだす

ことは避けられましたが、しかし、日本の潜在的な、自民族優越主義（エスノセントリズム）というものが刺激されました。もうひとつは「生存圏の論理」であります。これは、それまでの経済的な国際主義、相互依存主義というものに、もはや決別していくという考え方、つまりアウトルキー（自給自足経済）や経済的広域圏の思想の形成に大きな影響を及ぼすわけであります。

こうして第一次大戦期に萌芽がありました大東亜共栄圏につながるような思想、盟主論的な思想というものは、ドイツ地政学が媒介になりまして、大東亜共栄圏という考え方に発展していく、つまり、盟主論的な共栄圏論がより正当化されるということになっただろうというふうに思われるわけであります。大東亜共栄圏というのは、わたしが述べるまでもなく、簡単にいえば日本が指導国となって圏内の政治秩序あるいは経済体制、そして文化の秩序、そういうものを日本が統制する、あるいは内面指導する、そういうシステムのことでありますが、この共栄圏論理というものが登場したことによって、それまでの対外思想、たとえば東亜連盟論あるいは東亜協同体論というものは、これは否定されることになります。たとえば、1941年1月に政府はひとつの指針をだしまして、新秩序建設の対外思想は大政翼賛会をして統一的に指導統制し、大東亜共栄圏以外の思想——東亜連盟論あるいは協同体論のような日本の指導権というものを認めない思想は、これを取り締りの対象とします。

大東亜共栄圏と大東亜共同宣言

こうして太平洋戦争が勃発するまでに、大東亜共栄圏論というものの一色になっていくわけですが、ただ、この大東亜共栄圏構想を東南アジアを含めた地域にいったいどう適用していくのか、具体的に東南アジアを含めたアジアの建設ということが問題になったときに、政策形成者の念頭にあったことは、植民地主義の克服ということでありました。前にも触れましたように、第一次大戦後、露骨な植民地主義は、もはや国際的にも受け入れ困難となっていました。つまり、いかにして植民地なき共栄圏というものをつくりあげていくのか、そういうことが課題となるわけであります。欧米のほうは、民族自決主義というものを貫徹することによって、この植民地主義というものを克服しようとしている。しかし、日本のほうはどうかというと、そこで植民地主義を克服する思想として、「八紘一宇」あるいは、当時の国策の文書にさかんに枕詞として使われました「各々其ノ処ヲ得セシム」という思想がでてくるわけであります。

こういう「八紘一宇」や「各々其ノ処ヲ得セシム」ということは、そのなかに植民主義を克服するという考え方が含まれているのだ、そういう論理を展開していくわけです。「各々其ノ処ヲ得セシム」という文句は、かつてルース・ベネディクト（Ruth Benedict）が『菊と刀』のなかで指摘したように、日本人に特有の家族や国家に対する秩序意識をあらわすことばですが、それがあろうべき国際秩序のあり方として適用されていくわけです。つまり、家長たる日本の指導のもとに、アジアの諸民族はそれぞれの職分を果たす、各々「分」を守ってこそ真の独立が得られ、植民地主義の克服も可能であるという論理を展開するわけです。

こうした日本盟主論的なアジア新秩序の大東亜共栄圏論というものに、批判するグループが現われてきます。それが、43年に発表されました大東亜共同宣言というものでありました。これは、43年の11月に大東亜会議が開かれますが、ここで発表された共同宣言であります。この共同宣言の起案、草案を作る中心になったのが、外務大臣・重光葵と外務省のスタッフであります。彼らは戦争目的の研究会というものを外務省のなかに設けまして、それまで日本の戦争目的とされていた大東亜共栄圏思想を再定義しようとするわけであります。

どういう観点から再定義するのか、レジュメに書いておきましたが、研究会の議事録からであります。「従来ノ指導国理念ノ極度ニ強調セラレタル共栄圏思想ハ反省ヲ要ス」「例ヘバ道義ニ基ク新秩序ノ建設又ハ『・ ・ ・ ヲシテ各々其ノ処ヲ得セシムル』云々ノ如キ相手方ニ疑念ヲ起サシム字句及觀念ハ之ヲ排スルヲ得策トセリ」——こういった考え方によって、新しい秩序の原則というものを、共同宣言においてうたいあげようとするわけであります。

つまり、大東亜共栄圏のような指導国、あるいは覇権国の存在を前提とするのではなく、できるかぎり普遍的概念、たとえば平等・互恵などの諸原則を国際秩序の原則とするということになります。そうした場合、英米の戦争目的として41年に発表されました大西洋憲章が、おのずと参照されねばなりません。英米の戦争目的に日本の戦争目的をできるだけ近づけ、あるいはそれを凌駕する国際理念を盛りこもうという考え方のもとに、案文が練られていくわけであります。当然、従来の共栄圏の觀念と矛盾することになるわけで、大東亜省や陸海軍の批判が予想され、結局、外務省としては、「提携」や協力という文言のなかに、指導の意味も含まれているという解釈で、そうした批判を乗りきっていくわけです。

最終的に、[資料1]のような宣言となったわけであります。[資料1]では省略していますが、自主独立の尊重あるいは経済的な互恵、そして資源の開放といった本文の5項目の内容とは相いれない「前文」が付加されておりまして、これは大東亜省の要求によって挿入されたものです。したがって、重光外相や外務省は、本文の5項目のほうを、日本の戦争目的として強調するわけですが、日本の言論界は相変わらず、それまでの大東亜共栄圏思想、つまり日本の指導権を前提とした共栄圏思想を日本の戦争目的として強調するというように、結局、大東亜共同宣言は、戦争目的をめぐる議論を混乱させるだけに終わったわけであります。

元来、大東亜共同宣言はアジア占領地を結束させ、住民の戦争協力を獲得する宣伝として企画されたものでありまして、外務省の意図のように、戦争目的を再定義するという意図を政府が共有していたわけではなく、戦争目的をめぐる混乱は当然でした。

「日中ソ」提携と「脱亜入米」

大東亜共同宣言は、東南アジアにおける日本の覇権の維持を前提としていたということができません。1944年に入りますと、この事情は変わってまいります。とくに変わったのは、戦局の悪化であります。これに関連し、東南アジアの占領地を手放すことが、ほぼ確実にようになってきたというこ

とであります。東南アジアを手放したうえで、どのような秩序をつくるのかという課題が浮上してくるわけであります。そこで、そのひとつとして、日・中・ソの提携という構想が、44年の後半からでてまいります。これが可能と考えられました背景は、まず、当時ソ連と日本は日ソ中立条約にありましたから、日ソ中立条約の維持を前提にして、ソ連を対日提携に誘導するという考え方があります。もうひとつは、日中戦争は英米戦争と切り離して処理することが可能だという考え方が、なお日本政府部内にありまして、中国（重慶政権）との和平工作が活発に行なわれていた点です。

さらに重要な背景として、東南アジアは英米の勢力圏に入ることは確実になっているわけですから、東アジアでは日本と中国とソ連が提携して、戦後に東南アジアあるいは太平洋に進出するであろう英米に対抗するというパワー・ポリティックスの考え方があります。詳しい経過は省きますが、日中ソ提携という路線は、ソ連が参戦しまして挫折してしまうわけですが、政策決定のレベルで最後まで真剣に追及されていたことを裏づけることができます。

戦後の国際秩序をどのように見通すかという点で、この日中ソ提携という構想の対極にあった路線が、対米和平を意識し、きわめて普遍主義的な世界秩序を想定したもので、それは、45年4月に発表された大東亜大使会議宣言に現れているように思われます。これは〔資料4〕にあげてあります。当初は、第2次大東亜会議として計画されましたが、45年春という時点では大東亜の各国の代表を東京に集めることはすでに不可能となりまして、日本に駐在する大使だけを集めまして、大東亜大使会議と称したのですが、宣言の内容を起草したのは、やはり外務省でありました。

これをみますと、もはや、アメリカの国務省が起草したといってさしつかえないような普遍的な原則を盛りこんだ内容になっているわけです。43年の大東亜共同宣言が「地域主義」を志向するものであるとすれば、この45年の宣言は「普遍主義」を志向しているとみることもできます。本土決戦体制の構築ということが国策の最大の目標となるなかで、こうした現実の切迫した事態とはまったく無関係に宣言が作成されていることがわかります。当時の東郷外相は、この戦争は国際秩序をめぐる争いであると、会議の冒頭で演説していますが、もはや軍事力をめぐる争いではなく、日本の敗北を前提として、アメリカが描く戦後世界のなかに参入していくという意思表示であるようにもみえるわけです。

これをひとことでいいますと、ある意味で「脱亜入米」といえるかもしれません。いい方を変えますと、もはや東南アジアを失うということが明らかとなり、アジアの国際秩序というものを主体的につくっていくのではなくて、アメリカの描くシステムのなかに入っていく、そこに日本の生存というものを図っていくという考え方があります。こういう、ある意味で第二の「脱亜」、あるいは「脱亜入米」という考え方が、すでに太平洋戦争の末期の外務省のなかに強くみられたということでもあります。レジュメに書いた点をすべて述べることはできませんでしたが、のちの討論で補足したいと思います。わたしの報告は一応、ここまでにしておきます。

参考文献

- (1) 井上寿一「国際協調・地域主義・新秩序」(坂野潤治ほか編『日本現代史』第3巻, 岩波書店, 1994年).
- (2) ピーター・ドウス (Peter Duus) (藤原帰一訳)「植民地なき帝国主義」(『思想』第814号, 1992年).

レジュメと資料

戦時「アジア新秩序」論と戦後構想

波多野 澄雄

1. はじめに

歴史における「チャレンジ」と「レスポンス」―「黄禍」と「白禍」

「所謂大亜細亜主義トハ抑々何ゾヤ、此ノ種ノ論法ヲロニスルモノハ、深ク国際間ノ情誼ヲ察セズ、動モスレバ輕率ナル立言ヲ為スガ故ニ、忽チ西人ノ為メ誤解セラレ、彼等ヲシテ黄禍論ヲ叫バシムルニ至ル・・・」(伊藤博文1907年9月／鶴見祐輔『後藤新平』第2巻)

「アジア主義」の二つの理念型 「平等」志向×「盟主」志向

2. 1920年代の「国際主義」と1930年代の「地域主義」

1) 20年代の「国際主義」(Wilsonianism)と「盟主論」の後退

2) 東亜連盟論／東亜協同体論

「日本は然し連盟の精神に遵ひ、断じて領土的野心を持つべきでなく、独立さる諸国家の連盟加入も強制によらず一つの自発的意思によるべきである」(東亜連盟協会『世界最終戦と東亜連盟』1941)。

「欧米諸国が既に、三個若しくは四個の偉大なる地域的・ブロック的帝国に分立し、その偉大なる権力を四方に對し揮はんと虎視眈々とせる現在の情勢下に於いて、東亜連盟のみが地域的・ブロック的帝国を形成し得ずとせば、東亜諸民族は自由独立を獲得し得ざるのみならず、やがて崩壊滅亡の外なきに至るべきは必然」(神川彦松「東亜連盟論」『外交時報』1940年8月15日)

3) 「東亜新秩序」外交のジレンマ

「地域主義」と経済的国際主義の維持

日本の独善の抑制と指導国(盟主)としての日本

3. ドイツ地政学(Geopolitik)のインパクト

1) 強者の論理

後進・弱小民族の独立は、近接する強大民族との「協同」によって初めて獲得できる「大東亜協同圏」の民族はその結合性を拒否して欧米陣営に走るといふ自由は存在しない。協同圏の一員であることは「地政学的必然」である(加田哲二「東亜建設理論の再吟味」『太平洋經濟戦争論』1941年)

2) 人種の論理(ethnocentrismへの傾斜)

3) 生存圏の論理

「思ふに各国が自由に物資を交易し得ることを建前とする自由貿易の世界経済は已に旧秩序として我々の眼前に崩壊しつつある」(1940年8月内閣情報局談)

4. 「大東亜共栄圏」の論理

1) 共栄圏の構造 — 「大東亜建設の基礎要件」(大東亜建設審議会／1942・5)

「指導国」による共栄圏内の「外交統制」「内面指導」, 「計画交易」「産業統制」

2) 「如何に植民地なき共栄圏を造りあげるか」

「東亜諸民族が積極的に大東亜共栄圏建設の一翼を自ら進んで分担することによってのみ自己解放せられるといふ自覚にもとづくものでなければならぬ・・・東亜諸民族の解放は諸民族の遠心的分裂ではなく求心的統合を意味する。この意味において民族自決主義は民族個別主義の如きデモクラシー的国際秩序思想は徹底的に打破する必要がある」(海軍省調査課「大東亜共栄圏論」1942・7)

5. 大東亜会議と大東亜共同宣言

.....That purpose of [the Great East Asia Declaration] is the projection of the political struggle in Asia beyond the issue of the present war. (Robert Ward, Asia for the Asiatic? : The Techniques of Japanese Occupation. U. of Chicago Press, 1945)

1) 重光外相の「大東亜機構」と「大東亜建設憲章」構想

2) 外務省「戦争目的研究会」(1943・8-10)と大東亜宣言

「従来ノ指導国理念ノ極度ニ強調セラレタル共栄圏思想ハ反省ヲ要ス」

「例ヘバ道義ニ基ク新秩序ノ建設又ハ『・・・ヲシテ各々其ノ処ヲ得セシムル』云々ノ如キ相手方ニ疑念ヲ起サシム字句及觀念ハ之ヲ排スルヲ得策トセリ」

6. 第2次大東亜会議宣言と「脱亜」志向

1) 清沢洌と石橋湛山の「戦後国際機構」研究

「戦後国際機構を地域主義(リージョナリズム)の上に置くか, それとも一般的国際主義(ジェネラル・インターナショナリズム)の上に置くか」(『清沢日記』1944・9)

2) 大東亜大使会議(第2次大東亜会議)宣言(1945・4)

おわりに

資料 1 大東亜共同宣言（1943・11）

- 1）大東亜各国は協同して大東亜の安定を確保し道義に基く共存共栄の新秩序を建設す
- 2）大東亜各国は相互に自主独立を尊重し、互助敦睦の実を挙げ大東亜の親和を確立す
- 3）大東亜各国は相互に民族間の偏見を払拭し其の伝統を尊重し、大東亜本然の文化を昂揚す
- 4）大東亜各国は互恵の下緊密に提携し、其の経済発展を図り大東亜の繁栄を増進す
- 5）大東亜各国は萬邦との交誼を篤くし、普く文化を交流し且進んで資源を開放して世界の進運に貢献す

資料 2 重光外相演説（44年9月第85議会、45年1月第86議会）

- (1) 平等互恵, (2) 民族主義の尊重, (3) 内政不干渉, (4) 経済の開放, (5) 文化の交流

資料 3 仏印解放（45年3月）における外務省の立場

「・・・当時、軍側に於ては軍自らの力を以て仏印を把握し、軍政的に之を処理せんとする主張強く行はれたるに反し、政府側殊に外務、大東亜省側に於ては大東亜戦争終結の見透しよりして結局南方に於ける帝国の地歩を将来に亘り保持し得ざるものとせば、寧ろ仏印原住民の民族的要望を支持し行ふこと必要にして、且此の方向こそ大東亜宣言の民族自主の精神の具現にして又他方大西洋憲章、信託統治等の現はれたる連合国殊に米国の国際『デモクラシー』の精神とも一脉の共通点を見出し得べきものなり、との考へより仏印に於て民族独立を主とすべきことを主張し、結局、三月九日の仏印武力処理後に安南王国、カンボジア王国及びルアンプラパン王国の独立宣言を支持し、其の独立完整を援助することとなりたる次第なり・・・」（外務省記録）外務省外交資料編修委員会「外交資料・日仏印関係ノ部」1946年2月

資料 4 大東亜大使会議宣言（45年4月）

- 1）国際秩序確立の根本的基礎を政治的平等、経済的互恵及固有文化尊重の原則の下、人種等に基づく一切の差別を撤廃し、親和協力を趣旨とする共存共栄の理念に置くべし
- 2）国の大小を問わず政治的に平等の地位を保障せられ、且其の向上発展に付均等の機会を与へらるべく政治形態は各国の欲する所に従ひ他国の干渉を受くることなかるべし
- 3）植民地的地位にある諸民族を解放して各々其の所を得しめ、俱に人類文明の進展に寄与すべき途を拓くべし
- 4）資源、通商、国際交通の壟断を排除して経済の相互交流を図り、以て世界に於ける経済上の不均衡を匡正し各国民の創意と勤労とに即応したる経済的繁栄の普遍化を図るべし
- 5）各国文化の伝統を相互に尊重すると共に、文化交流に依り、国際親和並に人類の発展を促進すべし
- 6）不脅威、不侵略の原則の下、他国の脅威となるべき軍備を排除し、且通商上の障害を除去し

武力に依るは固より、経済的手段に依る他国の圧迫、乃至挑発を防止すべし

- 7) 安全保障機構に付ては大国の専断並に全世界に亘る画一的方法を避け、実情に即したる地方的安全保障の体制を主体とし、所要の世界的保障機構を併用する秩序を樹立し・・・

資料 5

日華同盟条約案 大東亜憲章

昭和十八年四月十八日

条約締結の趣旨

- 一、本条約ハ我カ公正ナル戦争目的ノ表示ニ依リ大東亜諸国ノ自発的協力及結合ヲ計ルヲ目的トシ
- 二、戦後ノ抱負ヲ宣明シ敵側ノ策動ヲ完封シ、併セテ敵ノ武器ヲ奪フヲ我ニ於テ之ヲ利用セントスルモノナリ
- 三、国内ニ対シ我戦争目的ヲ明示シ、将来ニ対スル国民ノ大責任ヲ自覚セシメ戦争完遂ノ精神ヲ喚起セントスルモノナリ
- 四、本条約ハ大東亜機構建設憲章ノ实体ヲナスモノニシテ、共栄圏内各国（日、満、華、泰、ビルマ及比国）カーツノ共同機構ヲ作り、定時若ハ随時ニ東京又ハ其ノ他ノ地ニ於テ会同シ戦争遂行上及今日ヨリ平和時ニ於ケル協力ニ付テ協議スルノ組織ヲ成立セシメントスルモノナリ
- 五、従ッテ本条約ハ平等衡平ノ建前ヲ堅持シ帝国ノ大東亜共栄圏ノ指導者タルコトハ事実問題トシテ苟モ表面ニハ現ササルコト得策ナリトス
- 六、従来ノ用語中、例ヘハ道義ニ基ク新秩序ノ建設又ハ・・・ヲシテ各々其ノ所ヲ得セシムル云々ノ如キ相手方ニ疑惑ヲ起サシム字句及觀念ハ之ヲ排スルヲ得策トセリ

条約締結ニ関スル注意

- 一、本条約ハ寧ロ成ルヘク速ニ遅ク共六月末直ニ交渉調印ヲ終ルヲ可トス
- 二、調印後成ルヘク速ニ第一回両国首脳部会同ヲ東京ニ於テ開催スルコト可然シ
- 三、本条約ハ日華間ニ交渉ヲ纏メ調印前満州国及泰国ニ内示シ、調印後満州国及泰国ト同様ノ条約ヲ締結ス尚将来成立スヘキビルマ及比国ト同様ノ条約ヲ締結シ、茲ニ大東亜地域ニ於ケル国際機構ヲ建設スルコトトスヘシ

外務省記録A7.0.0.9-41-2

（「大東亜戦争関係一件 日華同盟条約関係」）